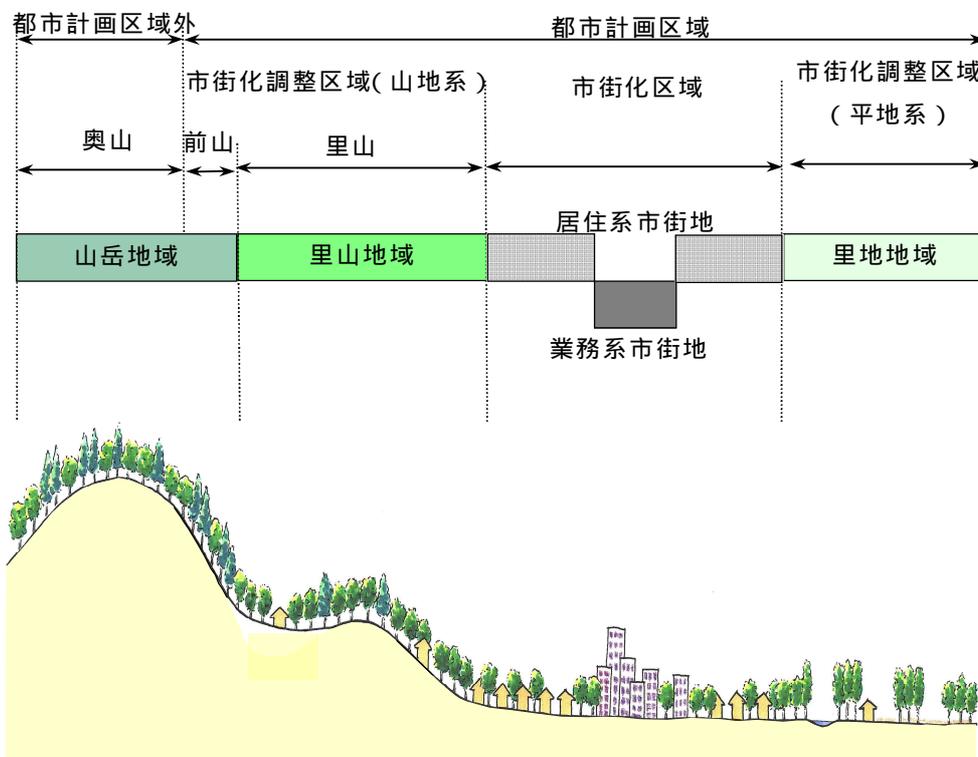


緑保全創出地域の種別の考え方

緑保全創出地域の種別	地域の概況
山岳地域	山岳地帯として自然が豊かであり、土地の位置、形状その他の土地の状況からみて自然環境を保全すべき地域
里山地域	市街地の周辺にあって、緑が比較的豊かであり、緑を保全し、及び創出しながら市街地の周辺にふさわしい土地の活用を図る山地丘陵地域
里地地域	市街地の周辺にあって、緑が比較的豊かであり、緑を保全し、及び創出しながら市街地の周辺にふさわしい土地の活用を図る平地地域
居住系市街地	市街地にあって、主に居住環境に配慮して緑を保全し、及び創出しながら市街地にふさわしい土地の活用を図る地域
業務系市街地	市街地にあって、主に業務環境に配慮して緑を保全し、及び創出しながら市街地にふさわしい土地の活用を図る地域



< 緑保全創出地域の指定基準 抜粋 >

4 居住系市街地として指定する区域

用途地域が指定されている区域のうち以下の区域

- ・ 第 1 種低層住居専用地域
- ・ 第 2 種低層住居専用地域
- ・ 第 1 種中高層住居専用地域
- ・ 第 2 種中高層住居専用地域
- ・ 第 1 種住居地域
- ・ 第 2 種住居地域
- ・ 準住居地域、
- ・ 近隣商業地域
- ・ 準工業地域（業務系市街地に含まれる区域を除く）

市街化区域に囲まれた市街化調整区域のうち、主要な道路・河川などを除いた面積が概ね 5 ha 未満、もしくは、地区計画制度の適用により都市的土地利用を図る区域で周辺市街地との一体性などから居住系市街地として指定することがふさわしい区域

5 業務系市街地として指定する区域

用途地域が指定されている区域のうち以下の区域

- ・ 商業地域
- ・ 工業地域
- ・ 工業専用地域
- ・ 準工業地域（都市計画で定める地域地区・地区計画が指定されるなど、工業・流通系の施設を誘導する区域）

市街化区域に囲まれた市街化調整区域のうち、主要な道路・河川などを除いた面積が概ね 5 ha 未満、もしくは、地区計画制度の適用により都市的土地利用を図る区域で周辺市街地との一体性などから業務系市街地として指定することがふさわしい区域